

奥州市立病院・診療所経営強化プラン策定支援等業務委託仕様書

1. 件 名

奥州市立病院・診療所経営強化プラン策定支援等業務

2. 委託目的

奥州市の2病院3診療所は常に良質な医療を提供し、将来にわたり地域住民の生命と健康を守る責務があります。人口減少、少子・高齢化の進行や診療報酬改定などにより、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、2014年より「奥州市立病院・診療所改革プラン」を策定して経営基盤の強化と改善に努めてきました。

しかしながら2020年からのコロナ禍の影響や常勤医師の度重なる退職等により、収益の減少と損失の増加が課題となっています。2022年3月には国によって「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が制定されており、次期強化プランは経営の持続可能性を高める事が求められています。そこで5つの市立医療機関の経営の継続を基本としつつ、専門的見地から経営状況を分析し、効率的かつ効果的に経営基盤を強化し持続可能な市立医療機関のあり方の提案及び奥州市立病院・診療所経営強化プランの策定支援を目的として、下記のとおり業務委託を行うこととするものです。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

4. 委託業務内容

(1) 個別病院・診療所への重点支援（具体的且つ適切な経営改善策の分析）

業務の遂行にあたり、詳細かつ具体的な資料の作成及び専門的な検証等の支援を行う。特に、2病院に対する経営改善等の実行については、以下の①から③を必須とする。病院・診療所への支援及び調査等は、医療局職員の経営能力の向上につながる様に工夫すること。

①収入増加策に関する分析

- ・新規患者獲得のための医療連携の推進に関する分析
- ・病床管理方法の改善策に関する分析
- ・適切な施設基準の検証分析（算定漏れの精査を含む）

②費用削減に資する支援

- ・実効性の高い項目の選択及び削減策の分析及び提案

③地域の将来的な医療ニーズを見据えた医療機能のあり方に関する分析及び提案

④その他（効果・実効性のある提案）

(2) 市立医療機関のあり方の提案

地域医療構想及び奥州金ヶ崎地域医療介護計画を考慮しながら、5つの市立医療機関を存続することを基本として、胆江医療圏の医療・介護ニーズの変化に適切に対応し、医療・介護環境に関する分析及び資料作成を行い、市立医療機関の将来的な役割・機能及び連携のあり方について、職

員の検討チーム等の意見を聞き、専門的・客観的見地から提案を行うこと。

(3) 必要な会議・打合せの運営及び地域医療懇話会・地域医療連携会議への対応

病院・診療所への支援業務、市立医療機関のあり方の提案及び経営強化プラン策定を目的として、当該計画に盛り込む項目やその内容、目標達成までの工程を決定するため、関係部署における必要な会議及び打合せを必要十分な回数を実施すること（オンラインでの実施を含む）。

また、その結果を取りまとめ、地域医療懇話会（年3回程度開催予定）及び地域医療連携会議（年2回程度開催予定）において説明するため、説明資料を作成し必要に応じて担当者を出席させること。

(4) 経営強化プラン作成支援業務

総務省から公表された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」及び当医療圏の地域医療構想に沿った計画を策定すること。

また、計画期間は令和5年度から令和9年度までとする。

(5) (4)で策定した経営強化プランについて、項目ごとに各年度の具体的な目標を明確に設定し、今後の進捗管理を容易にするための工程表を作成し、計画年度当初の経営支援を併せて行うこと。

(6) その他

契約期間中は、適宜、分析業務の進捗状況の報告を行うとともに、市より新たな課題に対する調査等の指示があった場合にも、速やかに分析し説明を行うなどの措置・対応をとるものとする。

本仕様書の内容を変更する必要がある場合、双方が協議して定めるものとする。

印刷物又は写真等の資料を引用する場合がある場合、受注者の責任において著作権管理者の了解を得るものとする。

成果物の著作権・版權等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者はこれらすべてについて二次利用する権利を有するものとする。

5. 委託業務の取組みスケジュール

(1) 【令和4年度】

上記「4. 委託業務内容」のうち、(1)、(2)及び(3)について取り組むこととする。なお、(2)のあり方の提案については令和4年11月末を予定。

(2) 【令和5年度】

上記「4. 委託業務内容」のうち、(4)、(5)及び(3)について取り組むこととする。なお、(4)の経営強化プラン案の作成は令和5年9月末を予定。

※各年度の成果品については「7. 成果品の提出等」のとおり。

6. 実施体制

(1) 統括責任者と主担当者を配置すること。

(2) 分析結果と提案の説明のため、要請時に説明会を行うこと。

(3) 要請時以外にも携帯電話、電子メール、web会議ツール等で随時連絡可能な体制とすること。

7. 成果品の提出等

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| (1) 経営改善分析及び市立医療機関のあり方案（紙媒体 A4 縦版） | 10 部（令和 4 年度提出） |
| (2) 調査集計結果（集計表等） | 10 部（令和 4 年度提出） |
| (3) 経営強化プラン及びその概要版 | 10 部（令和 5 年度提出） |
| (4) 今後の進捗管理を容易にするための行程表 | 10 部（令和 5 年度提出） |
| (5) 上記を保存した電子記録媒体 | 1 部（令和 5 年度提出） |

8. その他

経営強化プラン案を作成後は、策定完了に向けた会議等への対応や各医療機関の経営強化プランの進捗管理及び支援のため、令和 5 年度末までの委託契約期間とします。